

## 建設業におけるベトナムからの技能実習生の受入れについて

1 愛媛県では、ベトナムのビンロン省と民間の人材送り出し機関であるエスハイ社の間で覚書を締結し、三者間の連携を通じてベトナム人材の就労促進に取り組んでいる。

○知事記者会見要旨(R 8年1月のベトナム・インドネシア経済交流(R 8. 1. 22))

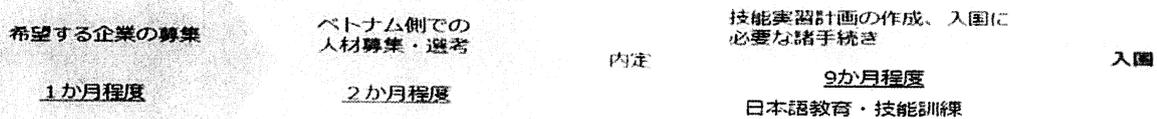
- ・業種ごとに事前の研修を行って、日本語の研修、専門的な基礎知識、生活習慣などのトレーニングしたうえで送り出すというようなことを徹底している人材送り出し機関であるエスハイ社のレ・ロンソン社長から、県内企業が求める人材のオーダーにきめ細かく対応したい旨の前向きな回答をいただいた。
- ・その場で、例えば介護であるとか、建設業であるとか、こういう業種に向けた人材送出しを考えられないかという提案をしたところ、レ・ロンソン社長から、業界でまとまって年間何人ぐらいというふうなことが見えてきたら、それ向けにカリキュラムを組むとかは可能であるとのことであった。

2 人手不足に苦しむ県内の建設関係業者において、日本語や専門的基礎知識、生活習慣などがトレーニングされたベトナム人材を継続雇用(概ね3年交代)することが可能となるため、これら制度を県建設産業団体連合会の会員に周知するとともに、業界のニーズを把握するため、別添のアンケート調査(県作成)を実施いたしたい。(今後のスケジュール参照)

### <ベトナムからの技能実習生の受入れ>

○受入れ期間は概ね3年交代

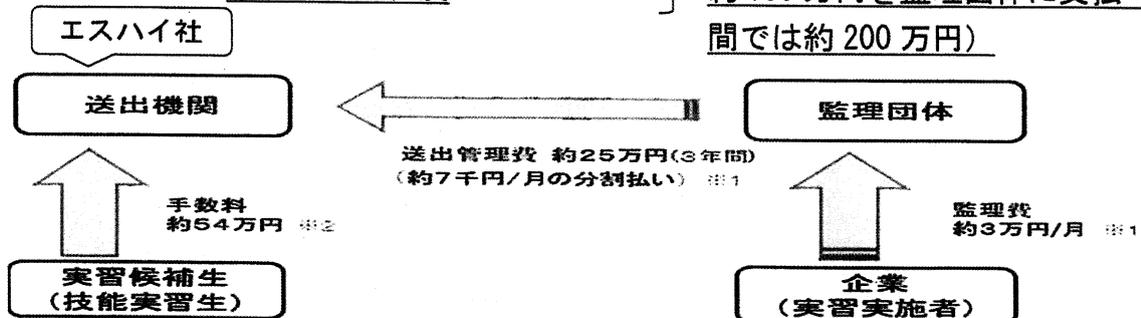
○受入れまでの期間は概ね1年程度



○受入れ1人あたりの企業の費用負担

- ・募集や来日等の初期費用として35万円程度
- ・一時帰国等の不定期費用として15万円程度
- ・監理費として毎月3万円程度

受入れ企業は、3年間の受入れ期間に約150万円を監理団体に支払(5年間では約200万円)



- ・技能実習生への給与・法定福利費
- ・住居の確保(社員寮の家賃、住居手当等)、受入れ当初の生活支援等